

男女平等推進パンフレットいなぎ VOL.8

気付いていますか？ 身のまわりのDV

配偶者暴力防止法が改正されました

平成19年度
稲城市



あなたのまわりにも暴力はあります

家庭における配偶者間の暴力は、かつては「夫婦げんか」や「家庭内の問題」として見過ごされたり、周囲の人や身内も口をさしはさめずにいることがありました。

しかし、近年「暴力は配偶者間であっても犯罪である」という認識が定着し始め、配偶者以外の親密な間柄にある男女間の暴力もドメスティック・バイオレンス（パートナー間の暴力。以下、DVという）であり、暴力をふるえば犯罪であるということを多くの人が認め始めています。

DVは一握りの男女だけの問題ではありません。あなたのまわりにいる多くの人々が経験している深刻な人権侵害であり、社会問題でもあるのです。被害者は、夫から暴力を受ける妻であることが圧倒的に多いのですが、その逆に夫が被害者であるケースもあります。

あなたは気付いているでしょうか？身のまわりの暴力に。

たとえ親密な間柄でも、暴力をふるうことは絶対許されません。



暴力はふるう側に問題があります

他人から暴力を受けて傷を負えば、暴力をふるった人は加害者として罪に問われます。

パートナー（夫〈妻〉や恋人、あるいは元夫〈元妻〉）が暴力をふるった場合も、同様に罪に問われます。

暴力は、いかなる場合でも許される行為ではありませんし、暴力をふるわれていい人などはいないのです。

暴力の責任は加害者にあります。暴力をふるわれたひと＝被害者には責任はありません。

被害者のあなたは悪くありません。



配偶者の行為 身に覚えがありませんか？

身体的暴力 殴る、ける、物を投げつける、髪を引っ張る、腕をねじる、殴る真似をしておどす など

精神的暴力
(経済的暴力) 大声でどなる、「甲斐性なし」「役立たず」など人格をおとしめるような暴言を浴びせる、何を言っても無視する、交友関係や電話などを細かく監視したり行動を制限したりする、大切にしている物やペットを壊したりいじめたりする、生活費を負担しない など

性的暴力 望まない性的な行為を強要する、避妊に協力しない、意に反してポルノビデオやポルノ雑誌を見せる など

これらは配偶者からの暴力、つまりDVです。



それでも 暴力でない と思いますか？

被害者である女性がDVを受けているという現実を認めることは大変むずかしいと言われていました。「自分に非があるのでは」とがまんしたり、加害者に対して「私が必要なのでは」と思い込んだりすることで、DVから逃れにくくなるという実態があります。

しかし、暴力は受けた被害者だけでなく家庭に子どもがいる場合、その子どもの心身にも重大な影響を与えます。暴力を目撃した子どもは深く心を傷つけられるからです。

配偶者からの暴力は人権侵害であり、犯罪であるという認識のもと、被害者は自分の身を守り家族を守る必要があるのです。





安全な生活を送るために

DVの被害を受けたら、身の安全を第一に考えましょう。

相談 ひとりで解決しようと思わず相談を。

- ① **信頼できる友人や家族へ**…緊急時に備え、前もって信頼できる人に話しておくといよいでしょう。
- ② **専門の相談機関に**…稲城市や東京都には、無料で利用できる専門相談窓口があります。まず、電話をしてみてください。
(8頁参照)
- ③ **警察に**…暴力が激しく身の危険を感じたら、警察へ連絡してください。あなたを保護したり、相談にのったりしてくれます。
- ④ **病院で**…傷の治療に行った時、恥ずかしがらずに正直に話し、診断書をもらいましょう。
- ⑤ **子どもに**…隠さずつらい事を話しましょう。心の準備を一緒にするようにしましょう。

家を出る場合 …友人・親戚・隣人の家、シェルターや保護施設へあなた自身と子どもの安全を第一に考えましょう。子どもを置いて家を出てはいけません。これは、将来の親権争いの際に重要になります。

とっさの場合に持ち出すもの

- ◆ 現金 (常に身に付けておく。外に隠しておくのもよい)
- ◆ 通帳・印鑑・キャッシュカード (本人名義)
- ◆ 健康保険証 (又はそのコピー)・常備薬
- ◆ 身分証明書・運転免許証・年金手帳
- ◆ 家の鍵
- ◆ アドレス帳 (このほかにも、連絡先がわかってしまうメモなど)
- ◆ 外国籍の場合は、パスポート・外国人登録証など
- ◆ 裁判の際提出する証拠書類 (診断書、写真、記録など)

なお、あなたの携帯電話を加害者が知っている場合は、記録を全て消し、置いてきてください。しばしば加害者からの脅迫に利用されるからです。



あなたを守る法律があります

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正されました

この法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し被害者を保護するための法律です。平成19年7月に保護命令制度の拡充などについて改正が行われ、平成20年1月11日に施行されました。

改正の主な内容

1. 保護命令制度の拡充
2. 配偶者暴力相談支援センターへの保護命令の発令等に関する通知
3. 市町村基本計画策定の努力義務化
4. 市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備の努力義務化

1. 保護命令制度の拡充について

保護命令制度とは、被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより加害者(事実婚、元配偶者を含む)に対して出す命令で、「接近禁止命令」と「退去命令」があります。

- ◆ 接近禁止命令：加害者に、被害者(同居している未成年の子も)の身辺へのつきまといなどを6か月間禁止するもの。
- ◆ 退去命令：加害者に、2か月間住居からの退去を命じるもの。

拡充の内容

- (1) 配偶者から生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者で、今後、身体的暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい時にも保護命令の申し立てができるようになりました。
- (2) 被害者への接近禁止命令に併せて、加害者である配偶者に対し被害者への次の行為についても禁止する保護命令を出すことができるようになりました。

- ① 面会を要求すること。
- ② 行動を監視していると思わせるような事項を告げることなど。
- ③ 著しく粗野、乱暴な言動をすること。
- ④ 無言電話、連続しての電話、ファクシミリによる送信、電子メールの送信。(緊急止むを得ない場合を除く)
- ⑤ 夜間(午後10時から午前6時)の電話、ファクシミリによる送信、電子メールの送信。(緊急止むを得ない場合を除く)
- ⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快または嫌悪の情を催させる物を送付することなど。
- ⑦ 名誉を害する事項を告げることなど。
- ⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げることなどまたは性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付することなど。

(3) 被害者の同意がある場合に限り、被害者への接近禁止命令と併せてその親族等(知人、支援者など含む)への配偶者の接近禁止命令を出すことができるようになりました。

2. 配偶者暴力相談支援センターへの保護命令の発令等に関する通知

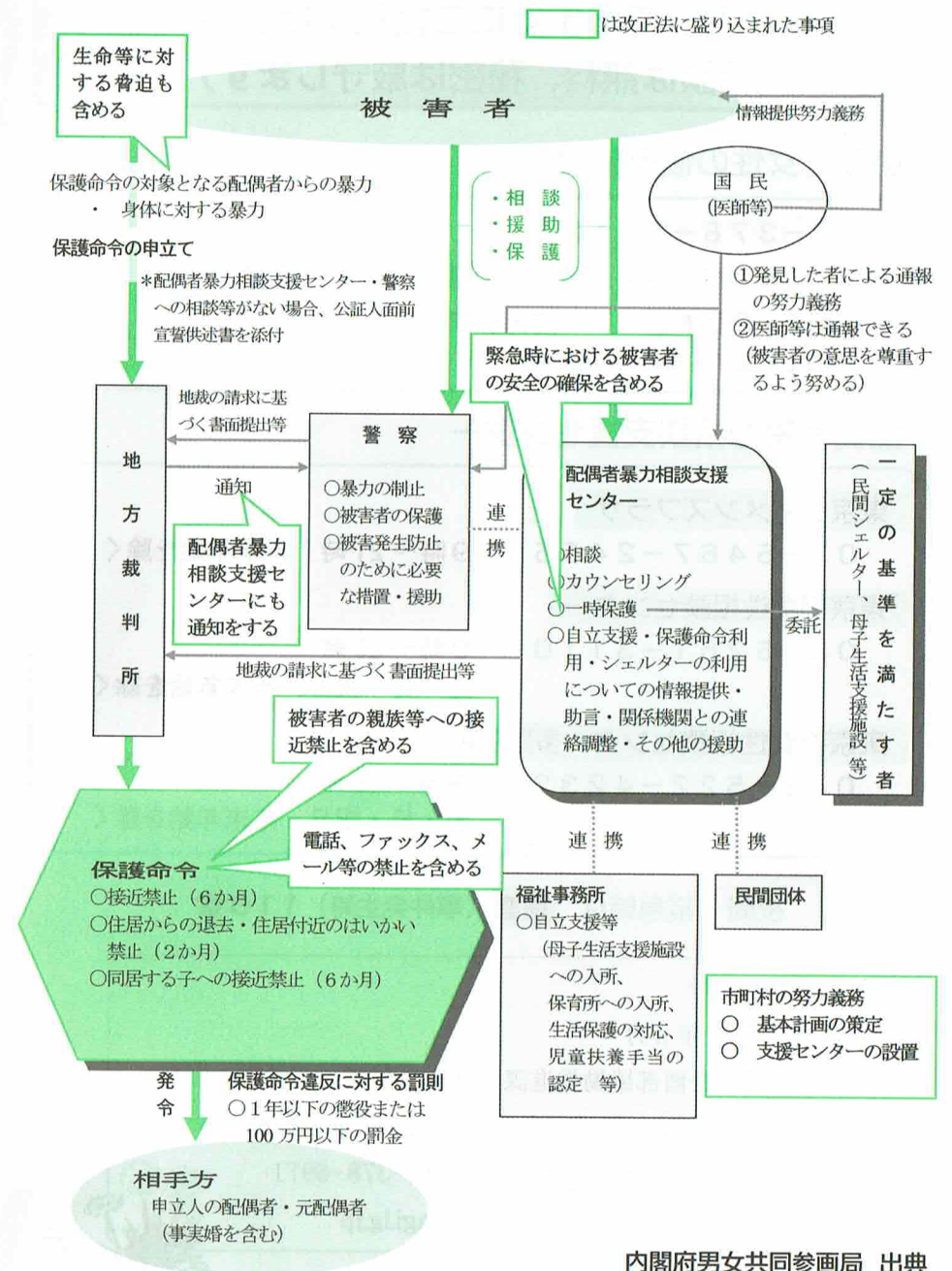
被害者である申立人が、配偶者暴力相談支援センターに対して相談したり援助や保護を求めた事実がある場合などに、保護命令を出した裁判所は、命令を出したことやその内容を配偶者暴力相談支援センターに通知することになりました。

配偶者暴力相談支援センターの業務

- ① 相談、相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者とその同伴者の一時保護
- ④ 自立生活促進のための援助(就業促進、住宅確保、情報提供等)
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助
- ⑥ 一時保護施設の利用についての情報提供、助言、連絡調整等

法律の概要(チャート)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要(チャート)



相談窓口

ひとりで悩まずにご相談ください
(相談は無料、秘密は厳守します)

いなぎ女性の悩み相談

042-378-2112

第1・3水曜日、第4土曜日（原則） 10時～16時

面接相談・電話相談・・・前日までに予約してください。

※男性も相談できます（水曜日のみ）

配偶者暴力相談支援センター

東京ウィメンズプラザ

03-5467-2455 9時～21時 年末年始を除く

東京都女性相談センター

03-5261-3110 9時～20時
土・日・祝日、年末年始を除く

東京都女性相談センター多摩支所

042-522-4232 9時～16時
土・日・祝日、年末年始を除く

夜間・緊急時は **警察**（事件発生時）110番

編集・発行

平成20年3月

稲城市企画部協働推進課女性青少年係

〒206-0802 稲城市東長沼2112-1（地域振興プラザ内）

TEL 042-378-2112 FAX 042-378-6971

Eメール kyoudousui@city.inagi.lg.jp

